

生徒心得

高校生としての基本的態度

本校生徒としての自覚にたち、責任ある態度を保ち、個人及び集団社会の一員としての品位の維持と、行動に心がけるとともに互いの人格を尊重し合い、差別のない場を作り、協調と適切な礼儀を重んじ、粗野な言動や暴力は厳につつしまなければならない。

聞くという態度、学習するという態度を常に忘れず、日常生活のすべての場において、本校の教育方針に示された内容の具体的な実践を常に心がけることが大切である。

一般心得

1. 服装

(1) 校内及び通学の際には制服を着用する。

(2) 制服

○ 男子制服

冬制服…本校指定の紺のブレザー、冬のスラックス、ニットセーター、カッターシャツ、ネクタイ

夏制服…本校指定の夏のスラックス、半袖カッターシャツ

○ 女子制服

冬制服…本校指定の紺のブレザー、冬スカートまたはスラックス、ニットセーター、カッターシャツ、ネクタイ

夏制服…本校指定の夏スカートまたはスラックス、半袖カッターシャツ

オプション…本校指定のニットベスト（男女）、カッターシャツ（ブルー）（男女）スラックス、リボン（女子）

※男女とも冬制服と夏制服を組み合わせて着用してもよい。制服以外を組み合わせた着用は認めない。

○ 行事等の服装について

入学式や卒業式などの儀式的色彩の強い行事等の服装についてはネクタイ着用、白のカッターシャツとする。

○ 防寒着について

防寒着の着用期間については、別途指示する。

※防寒着を着用する場合は男女ともブレザーを着用し、その上に防寒着を着用すること。

○ 服装の着用期間について

年間を通じて自分の体調や気候に対応できる服装を選んで着用する。

○ 運動服

夏、冬とも本校指定の運動服を着用する。着用時期は別途指示する。なお、都合により所定のものが着用できない場合は、事前に担当の先生まで連絡を行うこと。

○ くつ

通学ぐつは、運動ぐつまたは皮ぐつとする。校舎内では、所定の上ばき（定められた色のスリッパ）また、体育館では本校指定の体育館シューズを使用すること。

○ その他

くつ下は華美にならないものとする。指輪、ピアス、ネックレス等の不要な装身具は身につけない。

(3) 頭髪、服装は品位の表現である。常に清潔さを保ち、パーマ、毛染、脱色など高校生らしくない頭髪はしない。

(4) 上ばき、下ばきの区別をはっきりとし、校舎内では常に定められた上ばきを正しく着用すること。どのような場合でも無断で学校のスリッパを使用しないこと。

(5) 特別な事情により所定の服装を守れない場合は、学級担任及び生徒指導部に届け出て異装許可書（常に携帯）を得ること。

2. 通学、下校

(1) 始業時刻10分前までには校門を、5分前には教室に入り、その日の授業に入る態勢をととのえる。そして所定の時間内に下校する。

(2) 登・下校は所定の校門及び校舎入り口より整然と行う。

(3) 授業終始の時刻

イ・始業時刻 8時35分

ロ・終業時刻 15時35分

ハ・下校時刻 17時00分(平日)

ただし、部活動で延長が必要な場合は別に定める。

考査・行事等の時は終了後1時間までとする。

(4) 長期休業日の登校

登校日以外に登校する必要がある場合には、必ず前もって、担当の先生及び生徒指導部の承認を得て、学校の指示に従うこと。

3. 礼儀・言語・態度

礼儀は自己の教養、人格のあらわれである。正しい礼儀作法を身につけるよう常に心がけること。

(1) 常に自己及び他人に対して品位を保つように心がけ、言動・態度も端正で品位のあることが望ましい。

本校生徒としての体面を汚さないように留意し、言動に対してはすべて責任を持つこと。

(2) 父母、先生、長上に対しては常に礼を尽くし敬意をもって接すること。

(3) 生徒相互間においても、親愛の意をもってあいさつし、粗暴野卑な言動はつつしむこと。

(4) 先生に会ったときは、あいさつをするとともに学校への来客に対しても、長上に対すると同様に礼をつくして会釈すること。

4. 美化・整理・整頓

居は心を映す。常に我々は豊かな公共心を持って公共物を愛護し、常に環境の美化、整備に心がけねばならない。

(1) 校舎を大切に、毎日の清掃により校舎内外を常に清潔にし、環境の整理、整とんに努める。

(2) 清掃は毎日必ず行い、互いに汚損しないようにする。長期休業日前後には全校清掃(大掃除)を行う。

(3)ロッカー、ロッカー室及び下足室を常に清潔に保つこと。

(4) クラスごとに清掃当番を決め、毎日放課後教室及び定められた場所の掃除を行う。

(5) 校舎や器具その他等を汚損したような場合には、直ちに届け出ること。事情によって弁償の責任を負わなければならない。

(6) ロッカー・下足室の使用については、次のことに留意すること。

イ) 清潔・整理・整とんに努める。

ロ) 学校生活に不要な品物、教科書その他本来持ち帰るべきものを入れない。

ハ) 施錠を確実にする。

ニ) 他人のロッカー・下足箱・錠には手を触れない。

ホ) ロッカーの上や下に私物を放置しない。

(7) 授業に不必要な物品は持参しないこと。所持品についてはすべて確実に記名すること。

(8) 所持品その他は各自の責任で保管管理すること。盗難、紛失等の事故が発生した場合、拾得した場合、学級担任又は生徒指導部にただちに連絡すること。(拾得物は拾得物展示ロッカーに展示する。ただし、現金は除く。)

5. 欠席・遅刻・早退・欠課・服喪

時間の尊重は集団社会において最も基本的な約束ごとである。品位あ

る本校生徒として、正当なる理由を伴わない欠席、遅刻等が許されないのは当然のことである。

(1) 欠席、遅刻、早退、欠課等をする必要が生じた時は学級担任に届出書を事前に提出する。(所定の様式にて)

(2) 当日、急に欠席する場合には、電話、伝言等により必ず学級担任又は生徒指導部に連絡し、登校したときに速やかに届出書を学級担任に提出する。遅刻の場合には、生徒指導部に遅刻届を提出し、認印をうけたうえでそれをもって教室に入り、その教科の先生に提出する。また、授業時間中に教室を出る必要があるときは、担当の先生の許可を受ける。

(3) 病気欠席で欠席日数が1週間以上の長期に及ぶときは、医師の診断書または証明書を添えること。

(4) 外出は放課後まで、特別の事情がない限り認めない。特別な事情により校外に出る必要がある時は、

学級担任、生徒指導部（公欠の場合は必要に応じて教務部）及び養護教諭の許可を受け、外出許可書を携行し、帰校時には担任に返却する。

- (5) 親族死亡による忌引は、早急に学級担任まで申し出ること。忌引日数は、次のとおりとする。
父母5日以内、祖父母・兄弟姉妹3日以内、曾祖父母1日以内、伯父母・叔父母1日以内。但し、移動に長時間を要する場合は別途考慮する。
- (6) 友人等の死亡に際しては、授業を大切にし、高校生にふさわしい弔意の表し方を考えること。
- (7) 病気のため欠席が長期（3ヶ月以上）にわたる場合は医師の診断書を添えて休学を願い出ることができる。

6. 規 律

○校内生活

- (1) 禁止区域へは立ち入らない。屋上には指示のある場合以外出てはならない。
- (2) 教材器具、机、いす、その他の学校用具等の無断使用や無断持ち出しをしてはならない。必要なときは係の先生の許可を得て借用し、必ず責任を持って元どおりに返却し、報告をすること。
- (3) 電灯のスイッチ、エアコン、加湿器の取り扱いには特に注意すること。エアコンの使用については別の決まりを守ること。
- (4) 廊下、教室で大声を出したり、ボール遊び等や疾走したりしないこと。また廊下、その他歩行場所では右側通行を励行すること。
- (5) 登下校時には、掲示板による伝達に注意すること。
- (6) 校内における表現行為は、学校教育の目的から逸脱したものであってはならない。また他人の基本的な人権を侵害するものであってはならない。従って他人に迷惑をかけたり、プライバシーを傷つけたり、中傷するようなこと、また、事実と反する内容は徹に慎まなければならない。

イ) 掲示物（ポスターを含む）

- ① 掲示物には必ず責任者の所属、氏名、掲示期間を記入し、顧問または指導の先生の承認を得た上、事前に生徒指導部に届け出て許可を得る。
- ② ポスターの大きさは特別の場合を除き、B3（52×36cm）を最大とし、指定の掲示場所を独占しないよう、かつ見苦しくならないよう配置する。
- ③ 掲示期間終了後は直ちに掲示者が責任を持って取りはずす。
- ④ 同一掲示物は5枚を超えない。
- ⑤ 掲示場所は、所定の場所に限る。
- ⑥ 垂れ幕、立て看板は特に許可されたもの以外は認めない。
- ⑦ 外部から依頼された掲示物は依頼状を添えて生徒指導部に提出し、許可を得る。
- ⑧ 上記条件を欠く掲示物は取りはずす。
- ⑨ 教室へ掲示したり、黒板に書いたりする場合はその教室担当者の先生に許可を得て行う。

ロ) 配布物（ビラを含む）

- ① 配布物には必ず責任者の所属、氏名を記入し、顧問または指導の先生の承認を得た上事前に生徒指導部に届け出る。
- ② 外部から依頼された配布物は依頼状を添えて生徒指導部に提出し、許可を得る。

ハ) 集 会

集会等には責任者を明らかにし、必ず指導の先生が付き、事前に生徒指導部の承認を得る。

- (7) 次のイ)、ロ) については禁止している。ハ) ～ホ) については、事前に生徒指導部の承認を得ること。

イ) 新聞、雑誌の発行、販売は原則として禁止する。

ロ) 一般営利目的の物品の販売は禁止する。

ハ) 諸団体の結成参加。

ニ) 対外試合、他校会合への出席。

ホ) 外来者との面接等。

- (8) 無断で火を燃やしたり、電気器具等を使用することはもちろん、火災防止の為、マッチ及び引火しやすい物の持ち込みは禁止する。
- (9) 身体に不調がある場合以外は、みだりに保健室に入らない。
- (10) 自分の趣味や将来の進路によってそれぞれ好きな部活動に積極的に参加し、その活動によって人間性をより豊かなものにするよう努めること。

- (11) 生徒個人に関するものは、保護者から緊急用件等、特別の場合を除いて取り継がない。
- (12) 連絡放送は教務部あるいは生徒指導部の指示に従って行うこと。
- (13) 緊急避難及び災害発生以外は（東）非常出入口や（東）非常階段を使用しないこと。また、防火壁、火災報知器、その他学校の器材にはみだりに手を触れないこと。
- (14) 本校のエレベーターは、階段による昇降が困難な生徒のための施設である。原則としてこの生徒の使用を許可する。
- (15) 体育の授業時には、服装規定に定める運動服を着用する。休憩時、無断で体育館、用具等を使用してはならない。また、危害を及ぼすおそれのある遊戯等をしないこと。

○校外生活

- (1) 通学途上はもちろん、校外生活においても公衆道徳・交通規則を守り、交通事故等を起こさないよう細心の注意をすること。
単車等での通学は禁止する。自転車通学については別に定める。
- (2) 不健全な娯楽場には立ち入らないこと。
- (3) 学校の休業中（夏休み、冬休み等）には、別に定める心得にもとづき有意義に過ごすこと。
旅行、キャンプ、登山等は父母の許可を得ることはもちろんのこと、学級担任及び生徒指導部に必ず届け出る。
- (4) アルバイトは届け出制とする。保護者の許可を得て事前に学級担任及び生徒指導部に必ず届け出ること。
- (5) 友人の家庭を訪問するときは、双方の保護者の承諾を得るとともに家庭間の連絡が取れるように配慮する。また、外出の際には必ず行き先、用件、帰宅時刻等を保護者に連絡しておくこと。
- (6) 原則として、単車・自動車の免許取得は禁止する。事情やむを得ない者は、保護者と共に生徒指導部まで申し出ること。

○その他

- (1) 生徒証明書は常に携帯すること。
- (2) 他校生に対しては礼儀正しく、かつ友好的に接しよう。
- (3) 金銭や物品の貸借はみだりにしないこと。
- (4) 交友、男女交際
親友は生涯の宝、互いに正義を求め、不正は戒め合い、良き友となるよう心がけよう。
イ) 信義を重んじ、忠告には従い、親しい仲にも礼儀を忘れないようにし、互いに尊敬し合い、導きあうような朗らかな友情こそ望ましい。また、偏見、差別のない付き合いをする。
ロ) 異性との交際は社会の誤解を招くことのないよう、必ず相互の保護者の了解のもとに行うこと。
ハ) 交際を強要してはならない。

7. その他

○集 会

秩序ある集団訓練を通じて、自他の権利を尊重し、自治自立の精神の確立に努めよう。

- (1) 全て集会は静粛を旨とし、他人の意見を尊重し、自己の意見は積極的に述べる。物事の解決にあたっては、独断に走ったり暴力を用いたりしてはならない。
- (2) 校内における集会または団体の結成は、あらかじめ生徒指導部を通じ学校長の許可を受けた後実行すること。

○呼 集

- (1) 呼集の伝達のあった場合は、速やかに指定の場所に集合すること。
- (2) 呼集は、普通呼集、非常呼集の2つとし、サイレン、伝言等で連絡する。
- (3) 普通呼集は、緊急に伝達を必要とする場合に行う。
- (4) 非常呼集は、災害発生の時に行い、サイレンを継続して鳴らす。
- (5) サイレン及び緊急放送等により災害発生の連絡があれば、組織された防災計画案に従い、それぞれの持ち場、分担に従って速やかに行動すること。

学習は、学校生活の中心であり、生涯の活動の基礎となるものである。常に真理を追究し、進んで知識を求め、思考力を磨くよう努めること。

1 授 業

- (1) 始業の合図で直ちに定められた席に着席する。勝手に席を替わったり、列を乱したりしないこと。
- (2) 授業の開始、終了の際には、必ず起立して誠意ある挨拶を交わす。
- (3) 予習、復習に努め、提出物は常に期限内に提出する。
- (4) 教科担当者が授業に来られないときは、直ちに学級委員が教科担当者または職員室に連絡をとる。他の者は私語を慎み、静かに自習すること。
- (5) 学習は真剣でなければならない。姿勢を正しくし、私語は自分のみでなく、他人の学習を妨げ、授業を乱すものであるから、厳に戒めること。
- (6) 遅刻者の入室は特に静粛にし、談笑しないこと。
- (7) 授業が自習の場合、監督の先生の指示に従うこと。また、指定された自習場所を出ることなく、普通の授業と同じく私語をせず静かに自習内容を勉強すること。

2 考 査

考査は、日常の学習の成果を確認するものであり、力試しの機会でもある。平素からよく勉強し、全力を出しきれるようにする。また、考査前には念入りに復習して、後悔のないようにすること。

- (1) 定期考査開始1週間前に時間割を発表する。
- (2) 考査開始の1週間前から、考査終了まで許可なく職員室及び準備室に入室してはならない。
- (3) 考査時の座席は、出席番号順に南側前より順番に着席する。筆記用具以外のものは、カバンに収納（下敷きも使用できない）し、椅子の下に置き、机の中には何も入れないこと。ただし、特に指定された場合はこの限りではない。
- (4) 考査は、受験上の注意を守り、不正行為とみなされるようなことはしないこと。
考査中に不正行為をした場合は、考査成績が0点となり、その他に処分を受けることになる。絶対に不正行為はしないこと。
- (5) 考査中の退室は、病気等特別の場合を除いて許可しない。
- (6) 答案改ざん（答案返却後の答案の書き替え）は、不正行為に準じて行う。

付帯事項

1. 日直の仕事

日直は、毎日、以下の仕事をする。

- (1) 学級日誌をつけ、担任に提出し閲覧を受ける。
- (2) 毎授業前に黒板をふき、教室の清潔に努める。
- (3) 全員が教室を出るときは、最後に戸締まりをする。
- (4) その他随時、学級委員とともに連絡にあたる。

2. 飲食について

朝食は必ず各自、家で食べて登校すること。校内では定められた時間・場所以外で飲食は絶対にしてはならない。

- (1) 時 間
昼休みの時のみとする。
- (2) 場 所
各自のホームルーム教室あるいは食堂でとる。定められた各自の机でイスに座ってとる。食堂の食器は持ち出してはならない。
- (3) その他
必ず食事前に手を洗い、教室内を食べカス等で汚さないよう特に注意し、保健衛生に心がけること。

3. 通学方法について

本校への通学路は、まわりの交通事情の深刻さにより、交通事故の発生がしやすい危険な個所が数多

く見られる。従って生徒の通学は、電車、バス等の交通機関を利用し、もしくは徒歩によることが望ましい。

イ) 京阪電車利用の者

古川橋駅下車より、徒歩にて登校することが望ましい。

ロ) バスを利用の者

本校を中心として半径2km以内では乗り継ぎしないで、下車停留所より徒歩で登下校することが望ましい。

ハ) 徒歩による者

本校を中心とし半径2km以内の者は徒歩とすることが望ましい。

ニ) 自転車について

自転車通学を希望する生徒は入学時または、自転車通学を始める前に自転車通学許可願いを担任を通じて生徒指導部に届け出なければならない。ただし、届け出た者全員に許可されるものとは限らない。また、安全運転の心得及び条件、その他自転車通学に関する規定に違反した者に対しては、厳重な注意（保護者召喚等も含む）で臨む。

◎通学方法注意

- (1) 単車、自動車による通学は禁止する。
- (2) 自転車を利用する者は、学校の許可を受け、ステッカーを車体の定められた場所につけ、定められた自転車置き場に必ず施錠しておく。
- (3) 交通事故にあたり、交通違反に問われた場合は、直ちに学級担任及び、生徒指導部に届け出る。
- (4) 登下校は道路交通法等の定めるところに従って、歩行者は歩道を、歩道のない場合は道路の右側を通る。また、自転車通学者は特に安全に注意する必要がある。

願・届・その他

すべての願・届を确实、敏速に提出することは学校生活をおくる上で大切なことであり、本校生徒としての義務でもある。日時を間違えずに正しい手続きをしなければならない。諸願届は学校長宛とし、学級担任又は、係の先生を通じて提出をする。

1. 保護者、家族、現住所に異動を生じた時は、直ちに届け出ること。
2. 願書届書には、必ず生徒氏名の肩書きに、学年、組、番号を明記し、理由を記し、保護者（又は保証人）の承認印をしてもらって提出する。
3. 転・退学したときは、生徒証明書、借りている図書、物品等は确实に返却し、諸費等を完納すること。
4. 昼休み等の休憩時間でも学校外に出る必要が生じたときには、必ず外出届を提出し、許可を得てからとすること。
5. 諸届・願は必ず定められた様式により提出すること。
6. 不明な点は、各係の先生にたずねること。
7. 諸届・願の提出はよく注意を守ること。守られない場合許可の発行停止、取り消し、又は処罰を受けることがある。